

そうだったんだ労働法 (7)

テーマ：労働時間制度の基本その2

Q1 前は労働基準法第32条に基づく標準的な労働時間制度（1日8時間、週40時間）について学びましたが、これは民間企業にとって厳しいものですよね？

A1 確かにそうです。例えば、小売業のように繁忙期に収益を最大化しようとすると、従業員の労働時間が法定労働時間を容易に超えてしまいます。そのため、法定労働時間を超えないようにすると、追加の人員を雇用する必要があります。これにより人件費が経営に重荷となります。これに対応するために、変形労働時間制が考案されました。

Q2 変形労働時間制とは具体的にどのような制度ですか？

A2 労働時間の管理を柔軟に行うための制度で、一定期間内での平均労働時間が法定労働時間を超えないよう調整します。この制度により、繁忙期には長時間労働、閑散期には短時間労働を設定でき、業務の波に合わせた労働時間の管理が可能になります。特に、季節変動が大きい宿泊業や飲食サービス業、医療、福祉業界で採用されています。要するに、所定労働時間の合計が、週40時間を超えなければ、一定期間内である程度自由に労働時間を設定できるわけです。簡単に説明すると、週平均40時間の労働時間を超えない範囲で、忙しい期間とそうでない期間の労働時間を調整する制度です。

この方法により、実際の労働時間が周期的に変動するため変形労働時間制と称されます。

Q3 そんな制度があるのですね。

A3 変形労働時間制には、1ヶ月単位と1年単位のタイプが存在します。1年単位の変形労働時間制では、期間が長いため、労働時間に特定の制限が設けられています。例えば、1日の労働時間を10時間以内、1週間では52時間以内、そして連続労働日数を12日以内に制限することがあります。これにより、長期間にわたる労働時間の柔軟な管理が可能になります。

また、フレックスタイム制も変形労働時間制の一種として位置づけられています。フレックスタイム制では、3ヶ月以内の期間において、労働者が自由に出退勤時刻や一日の労働時間を設定できます。この制度の前提となるのは、設定期間内での総労働時間が、週平均40時間以内に収まることです。

テレワークの導入やサマータイム制度などに適応する強みを持っています。

Q4 前回、説明のあった法定労働時間はどのように考えるのですか？

A4 法定労働時間の考え方は、1週間の所定労働時間が平均して40時間以内であれば、それを法定労働時間として扱います。忙しい週には法定の8時間や週40時間を超える労働が可能となり、その超過分は他の閑散期から「借りた時間」として調整します。その結果、忙しい週では法定労働時間を超える労働が許される一方で、閑散期にはその超過分を差し引いた時間が法定労働時間となります。そして、これらの時間を超える労働は時間外労働（法定労働時間を超える労働時間）として扱われます。

Q5 素人では理解が難しいですね。変形労働時間制は一般的なのですか？

A5 変形労働時間制についての理解は確かに少し複雑ですが、実際には日本の多くの企業で採用されています。令和3年の就労条件総合調査によりますと変形労働時間制を採用している企業の割合は約59.6%に上ります。これは、多くの職場で変形労働時間制が一般的な働き方として定着していることを示しています。したがって、退職自衛官が再就職先でこの制度に遭遇する可能性は決して低くはないと言えるでしょう。

Q6: 他にどのような時間管理制度がありますか？

A6: よく知られている制度として、裁量労働制があります。この制度には、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制、事業場外みなし労働制の3種類が存在します。これらの制度では、実際に働いた時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間分を働いたとみなし、その時間に対する賃金を支払います。このため、実際には定められた時間より短く働いても、定められた時間分働いたとみなされます。また、労働者は自身の始業時間や終業時間を自由に決定できるため、柔軟な働き方が可能となり、労働意欲を高めることができます。しかし、場合によっては長時間労働を促進する可能性もあります。裁量労働制は、労働者の裁量が大きく、専門性の高い業務に適用されることが多いです。この制度は、労働時間ではなく「成果」を報酬の基準とすることで、時間に縛られない労働を実現する目的で導入されました。

今回は、変形労働時間制や裁量労働制といった柔軟な時間管理制度について探求しました。次回号では、これらの制度と密接に関連する「時間外労働の上限」と「割増賃金」に焦点を当てます。次回も、より良い労働環境づくりに向けた知識の探求を一緒に進めていきましょう。

筆者自己紹介

氏名：岩瀬直行（陸自OB、いきいきライフ相談センター会員）

出身地：北海道室蘭市

資格：社会保険労務士、1級ファイナンシャルプランナー、CFP

只今、いきいきライフ相談センターでは会員を募集しております。我こそはと思われる方は是非ともご連絡ください！！